

令和4年（行ケ）第3号 地方自治法第251条の5に基づく違法な国の関与  
（是正の指示）の取消請求事件

原告 沖縄県知事 玉城 康裕

被告 国土交通大臣 斉藤 鉄夫

## 第2準備書面

令和4年10月21日

福岡高等裁判所那覇支部民事部ⅡA係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 加藤 裕 代

弁護士 仲西 孝浩 代

弁護士 松永 和宏

弁護士 宮國 英男 代

原告指定代理人

沖繩県知事公室

知事公室長 嘉 数 登

基地対策統括監 溜 政 仁 代

辺野古新基地建設問題対策課

課 長 知 念 宏 忠 代

副参事 仲宗根 英 之 代

班 長 親富祖 英 二 代

主 査 佐 仲 貴 幸 代

主 査 池 原 賢 治 代

主 査 与那覇 克 弘 代

主 査 與那覇 真 吾 代

主 任 大 城 健 司 代

主 任 上 原 祥 平 代

沖繩県農林水産部漁港漁場課

課 長 仲 地 克 洋 代

副参事 小納谷 研 一 代

班 長 内 間 修 代

主 査 宮 里 真 常 代

沖繩県土木建築部

土木建築部長 島 袋 善 明 代

土木整備統括監 前 川 智 宏 代

海岸防災課

課 長 前武當 聡 代

副参事 與 儀 喜 真 代

班 長	福 地 保 宗 代
主任技師	清 水 亮 代
主任技師	平 良 知 之 代

答弁書「第3 事実経過等」については、以下の点を除き、概ね認める。

#### 記

1 第3、3(1)については、沖縄防衛局が大浦湾側の所要の箇所に公有水面埋立承認願書に記載された設計の概要に含まれない内容の地盤改良工事を追加して行う方針を決定したことは認めるが、沖縄防衛局内における検討の経緯は不知。

2 第3、3(2)については、概ね認めるが、「上記(1)の事情により」とあるのは、正確ではない。

本件承認処分の附款への違反や専門家から活断層のリスクが指摘されていることなど多岐の理由によったものである。

3 第3、4(2)については、事実経過については認める。

ただし、「合理化」という評価については、訴状において詳述したとおり変更内容は免許基準に適合しているとは認められないものであり、争う。

4 第3、4(3)については、事実経過については認める。

なお、本件変更承認申請は、内容的には埋立地用途変更申請と設計概要変更申請の申請であるが、これが一通の申請書をもってなされ、添付

図書なども区別されていなかったもので、変更承認申請書の添付図書である環境保全図書においては埋立地用途変更及び設計概要変更の影響を併せて予測・評価が行われているものであり、沖縄防衛局が提出した申請書の内容・構成は、設計概要変更と埋立地用途変更を別々に審査することが困難であること、埋立地用途変更に際しては、告示・縦覧、地元市町村長への意見徴取などの手続が法定されているが、利害関係者や地元市町村長等が意見を述べるにあたっては、当該変更の理由・内容の詳細を把握する必要があることなどから、標準処理期間について、「163日～223日」が目安となることを示したものである。

また、変更承認申請の受理から本件変更不承認処分までの日数が上記の標準処理期間として示した日数を超過しているとしても、標準処理期間とは、文字通り、あくまでも標準的な事案についての標準的な処理期間であり、通常想定されているような一般的・標準的なものではない申請については、標準処理期間を超えているというだけで消極的な評価をされるものではない。訴状において詳述したとおり、本件埋立承認処分の判断の前提とされた海底地盤に関する事実が根底から覆滅しているもので、本件変更承認申請の内容は、前代未聞といっても過言ではない大規模、抜本的な変更であり、到底、一般的・標準的な事案ということとはできないものである。工事の内容についても、SCP 工法などの地盤改良工法自体は一般的に実施されているものであるとしても、本件のような深い海底の分厚い軟弱地盤層についての実際の工事における実施は、実績豊富といえないことはもとより、前例すらもないものである。本件変更承認申請に係る地盤改良工事は、その規模の点においては新規の出願にも等しいような抜本的、大規模な変更であり、技術的施工実績という

点においても前例もないようなものであって、およそ一般的・標準的なものと言いうるものではなく、審査に時間を要することは内容自体から当然のことである。沖縄県は、沖縄防衛局から変更承認申請書の提出を受けた後、速やかに補正要求を行っており、また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や対策方法等を確認しながら、可能な限り早期に告示・縦覧、意見書の集計、関係機関への意見徴取などを行ったほか、沖縄防衛局に対しては、四次にわたる質問を行うなどして適切に対応したものであるが、回答が不十分であるため、本件変更承認申請についての懸念を払拭することができず、沖縄県が自ら専門家の意見を聴くなどして判断することが必要となり、結果的に 11 月 25 日の処分に至ったものである。

本件承認処分から本件変更承認申請までの経緯よりしても、到底、本件変更申請を標準的ということはできない。本件承認処分がなされたのは平成 25（2013）年 12 月 27 日、本件変更承認申請がなされたのは令和 2（2020）年 4 月 21 日であり、本件承認処分から本件変更承認申請まで実に 7 年を超える年月を経過している。本件の経緯についてとりわけ不可解であるのは、1 年次に着工することになっている東側護岸の C-1 から C-3 護岸についての工事に着工しないで、結局、C-1 から C-3 護岸等については実施設計の提出をしないまま、本件変更承認申請に及んだことである。本件埋立承認出願願書添付図書「設計概要説明書」では、埋立区域を、南側リーフエリアの埋立区域②、大浦湾の北側・東側の埋立区域①、大浦湾東側の埋立区域③に分割し、各埋立区域の工事を並行して行うものとされているが、本件埋立事業の大半を占めているのは大浦湾側の埋立てである。各埋立区域の工事は、別個、並行で進め

られるものであり、また、南側リーフエリアの埋立工事は、大浦湾側の護岸等の着工の後に開始し、大浦湾側の埋立ての完成よりも遥かに早い時期に完成するものとされており、最後に完成するのは埋立区域③である。埋立区域③の施行順序は、先ず、K－8護岸、隅角部護岸及びC－1護岸を先行して築造し、次に、C－2護岸、C－3護岸を築造し、最後に、東側外周護岸の最終閉合区間である護岸(係船機能付)の構築と並行して、空港島切土を当該護岸(係船機能付)の背面に陸上よりダンプトラックにより搬入し、ブルドーザーで巻き出し、本埋立区域の埋立を終了するものとされている。そして、工程表では、1年次にC－1護岸からC－3護岸の基礎工に着工するものとされている。しかし、本件承認処分を受けた後も、沖縄防衛局は、C－1護岸からC－3護岸等について、実施設計すらも提出しなかったのである。本件承認処分とほぼ同じ時期に公有水面埋立承認処分がなされた那覇空港滑走路増設事業については、平成26年1月9日に公有水面埋立承認処分がなされると、それから1か月も経たない同年2月3日に、那覇空港滑走路増設事業の本体部分（願書の「設計の概要」中の「護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造」の欄に記載されている護岸等）に係る実施設計についての協議書（公有水面埋立承認に係る留意事項に基づく協議について）が提出され、承認処分から2か月も経ないで同月下旬には那覇空港滑走路増設事業の護岸工事に着手しているものである。本件埋立承認出願願書添付図書「設計概要説明書」に記載された設計土層・土質からは工事着工に問題は生じないはずである。また、本件埋立承認出願に対する審査過程での沖縄県からの質問に対して、沖縄防衛局が合理的根拠にもとづいて「液状化の可能性は低いものと判断した。また、地盤の圧

密沈下に関しては、地層断面図に示す通り、計画地の直下には圧密沈下を生じるような粘性土層は確認されていないため、圧密沈下は生じないものと想定しています。」、「各護岸の施工時及び完成時の地盤の円弧滑りは全て耐力作用比 1.0 以上を満足しています。」などと回答していたのであれば、本件承認処分後に直ちに、本件埋立承認を受けた「設計ノ概要」に基づく実施設計を提出することができたはずである。くり返しになるが、那覇空港滑走路増設事業については公有水面埋立承認処分から 1 か月以内に本体部分（願書の「設計の概要」中の「護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造」の欄に記載されている護岸等）に係る実施設計についての協議書（公有水面埋立承認に係る留意事項に基づく協議について）が提出されているのであり、沖縄防衛局が、本件承認処分を受けた後、速やかに 1 年次に着工する護岸等の工作物の実施設計を提出しなかったことは、あまりにも不自然、不合理な、異常なことであったといわざるを得ないものであり、本件のこの特異な経緯よりしても、本件変更承認申請について、一般的、標準的な申請と目することはできないものである。

以上